

空港における人命への影響が想定される施設等の総点検結果について

空港において、老朽化等により損傷した場合に、不特定多数の利用者に危険が及ぶ可能性がある施設について総点検を実施し、平成 25 年 6 月末までの点検実施結果をとりまとめましたのでお知らせします。

1. 点検対象空港

管 理 者	点検対象空港 ^{※1}		(参考) 空港数 ^{※3}
	ターミナル地区の 構内道路及び駐車場等	旅客ターミナルビル等 ^{※2}	
国直轄空港	26 空港	21 空港 (1 空港)	27 空港
空港会社	4 空港	3 空港 (0 空港)	4 空港
地方管理空港	56 空港	36 空港 (5 空港)	65 空港
非公共用飛行場	5 空港	0 空港 (0 空港)	5 空港
公共用ヘリポート	6 空港	5 空港 (2 空港)	21 空港
非公共用ヘリポート	14 空港	1 空港 (0 空港)	89 空港
計	111 空港	66 空港 (8 空港)	211 空港

※1. 点検対象空港は、不特定多数の利用者に危険が及ぶ可能性のある点検対象施設がある空港です。

※2. () 内の数量は、点検対象空港のうち点検が完了していない空港数 (内数) です。

※3. 空港数は、空港法による空港、共用飛行場及び非公共用飛行場の数です。

2. 点検対象施設、点検方法

【ターミナル地区の構内道路及び駐車場等】

・点検対象施設

旅客ビル接車部の高架物、横断歩道ルーフ、道路橋で歩道等人の動線上にあるもの、交通安全施設等 (門型、F 型標識) において、損傷した場合に利用者に危険が及ぶ可能性のある部位・部材等 (例: 天井パネル、化粧板等)

・点検方法

目視又は触診点検、必要に応じ打音点検等を実施。

【旅客ターミナルビル等】

・点検対象施設

旅客ターミナルビル、立体駐車場など旅客等不特定多数が利用する施設における高所 (高さ 6m 以上) にある天井及び天井から吊り下げられた照明器具、懸垂物等

・点検方法

目視又は触診点検、必要に応じ打音点検等を実施。

3. 点検結果

【ターミナル地区の構内道路及び駐車場等】

構造物上の重要な部材等の不具合は確認されませんでした。27 空港で道路標識を取り付けるボルトナットの緩み等の不具合が確認されました。

不具合が発見された施設については、安全性に大きな問題はなく、管理者により速やかに補修等（応急処置を含む。）の必要な措置が実施されています。

○ターミナル地区の構内道路及び駐車場等で不具合が確認された空港（管理者別内訳は別紙2 参照）

管 理 者	空港数
国直轄空港	11 空港
空港会社	3 空港
地方管理空港	10 空港
非公共用飛行場	0 空港
公共用ヘリポート	1 空港
非公共用ヘリポート	2 空港
計	27 空港

【旅客ターミナルビル等】

点検が完了した空港のうち 1 空港で天井の吊りボルトの緩み等の不具合が確認されました。

不具合が発見された施設については、安全性に大きな問題は無く、管理者により補修等必要な措置が実施されています。

なお、点検対象空港である 66 空港のうち 8 空港については、点検を外部委託することとしたため、6 月末までに点検が完了せず、引き続き点検を実施し、管理者より 9 月末までに随時報告を受けることとしています。

○旅客ターミナルビル等で不具合が確認された空港（管理者別内訳は別紙5 参照）

管 理 者	空港数
国直轄空港	0 空港
空港会社	1 空港
地方管理空港	0 空港
非公共用飛行場	0 空港
公共用ヘリポート	0 空港
非公共用ヘリポート	0 空港
計	1 空港